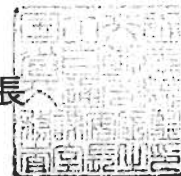




国自総第55号  
国自旅第27号  
平成19年4月27日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局総務課安全監査室長



自動車交通局旅客課長



### ツアーバス等の長距離運行を伴う貸切バスの安全確保等について

平成19年2月18日、大阪府吹田市において、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が運行するバスによる死傷事故が発生した。

今後、このような事故を引き起こすことがないよう、貸切バスにおける適切な運行管理を確保する観点から、今般、下記のとおり長距離運行を伴う貸切バス事業の取扱いに関し考え方を示すので、さらなる指導・監督の充実を図られたい。

なお、本件については、別添のとおり社団法人日本バス協会あて通知したことを申し添える。

### 記

#### 1. ツアーバスの取扱いについて

観光やスキーといった移動以外の目的を伴わない、2地点間の移動のみを主たる目的とした、いわゆるツアーバスについては、これまで、平成17年7月28日付け事務連絡「ツアーバスに関する当面の対応方針について」及び平成18年6月30日付け事務連絡「ツアーバスに関する取扱いについて」において、適正な運営を図る観点から、法令違反の疑いのある事業者に対する速やかな監査の実施、事業運営の適正化が望ましい場合における高速バス等の乗合許可申請の指導、経路地の考え方と運送契約において満たされるべき要件、着地における休憩仮眠施設及び自動車車庫の確保等について、指導するよう徹底してきたところである。

今般の事故を契機に、貸切バス事業者に対する指導及び監査の強化を図るため、再度、上記事務連絡について周知徹底されたい。



## 2. 営業区域に関する考え方の明確化

貸切バス事業者は、道路運送法（昭和26年法律第138号。以下「法」という。）第20条の規定により、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を禁止されているが、昨今、ツアーバス等の貸切バスの運行において、一部本来の営業区域を離れた乗車地へ配車を行っている事例が見受けられるところである。事業用自動車の営業区域の意義は、運行管理の拠点である営業所への帰属性を確保し、もって輸送の安全の確保及び適正な運行管理を確保することにあることから、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行わないよう、十分指導されたい。

また、ツアーバスの運行においては、貸切バス事業者は、旅行の企画を行う旅行業者との間で貸切バスの運送契約を締結し、実際の旅客は、旅行業者との間の旅行契約により当該ツアーバスに乗車することが通例となっている。

法第20条の「旅客」とは、このような事例においては、旅行業者との間で旅行契約を締結して乗車する本来の旅客のことを指すものであり、旅行業者と契約を締結して当該バスに乗車する添乗員等は、当該「旅客」に該当しない旨、周知するとともに、本年10月までを周知期間とし、それ以降においても適正な運送がなされない貸切バス事業者については、処分も含めた措置を講じられたい。

## 3. 呼出指導等の実施について

ツアーバス等を実施する貸切バス事業者については、平成19年4月を「重点監査月間」とし、監査を集中的に実施しているところであるが、貸切バス事業者全体の適正な事業運営の一層の確保を図る必要があることから、新規許可事業者に対して、これまでの巡回監査に加え、許可書交付時等において、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の関係法令遵守に関する指導を徹底するとともに、重点監査月間の監査対象とならなかった既存事業者に対する呼出指導を強化し、事故防止に向けた予防的措置を講じられたい。

## 4. 運送契約の実態把握に向けた取組み等について

貸切バス事業者の運送契約について、契約内容が運行直前に口頭で変更されること等により、結果的に適切な運行管理の確保がなされない状況となっているとの指摘がある。

輸送の安全の確保及び適正な運行管理を確保する観点から、実態の把握を急ぐ必要があるため、貸切バス事業者に対する監査の際に、運送契約の書面の有無、書面の内容等について確認を行うなど、契約内容について把握するよう努められたい。

また、貸切バス事業者から運送契約の相手方に対して運行管理者の連絡先を通知するなど、緊急時の連絡体制を確保するよう、改めて指導されたい。

(添付資料)

- 平成17年7月28日付け事務連絡「ツアーバスに関する当面の対応方針について」
- 平成18年6月30日付け事務連絡「ツアーバスに関する取扱いについて」

事務連絡

平成17年7月28日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課長 殿

// 監査指導課長 殿

関東、近畿運輸局自動車業務監査指導部監査指導第一課長 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

// 監査指導課長 殿

自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室長

旅客運送適正化推進室長

#### ツアーバスに関する当面の対応方針について

昨今、旅行業者が募集型企画旅行（改正前旅行業法では主催旅行と定義）で行う、観光やスキーといった移動以外の目的を伴わない、2地点間の移動のみを主たる目的とした、「ツアーバス」と呼ばれる運行形態が見受けられ、一般乗合旅客自動車運送事業類似行為ではないかとの疑義が出されていることから、ツアーバスについて、当面は以下のとおりの対応を行うこととしたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

#### 記

1. 旅行業者が行う募集型企画旅行について、それが単なる2地点間の移動を目的としたものであったとしても、正規の貸切契約に基づき運行されているものについて、旅行業者に対して道路運送法上の責任を問うことはできない。

しかしながら、道路運送の安全確保の観点からして、無許可営業、労働時間等の改善基準告示違反等について情報が寄せられている場合においては、その事実関係について確認する必要があるので、旅行業者からの依頼を受けて運行している貸切バス事業者に対して速やかに監査等を実施されたい。

なお、監査の実施方法については、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成14年1月17日付け、国自総第416号、国自旅第141号、国自整第139号）及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱について」（平成14年1月17日付け、国自総第423号、国自旅第148号、国自整第146号）により実施することとするが、対象事業者の選定等については、苦情（他の事業者等からの情報提供も含む）又は法令違反が多いと認められるなど特に監査が必要と認められる事業者として取り扱うこととされたい。

2. 貸切バス事業者の監査を実施するに当たって、旅行業者が行う募集型企画旅行について、正規の貸切運送契約に基づき運行され、貸切契約に基づく運賃の収受がなされている場合には、貸切バス事業者について、直ちに道路運送法上の違法性は認められないものの、運賃の収受が旅客数に応じたものになっている場合等には、乗合運送事業の無許可営業も考えられること。

また、旅行業者と貸切バス事業者が同一法人及び資本関係にある場合と資本関係等でない別法人の場合とでは、運送契約及び運賃収受等には相違点があると思料されることから、これらについては細心の注意を払って監査を実施されたい。

3. 監査、事業者等に対する苦情、現地調査の結果において、他運輸局管内の貸切バス事業者をチャーターして運行する実態等が明らかになった場合には、速やかに管轄運輸局に対して情報提供を行う等積極的に情報の共有に努められたい。

4. 貸切バス事業者に対する監査等の結果、事業運営の適正化が望ましいと思われる場合には、当該事業者に対して高速バス等の乗合許可申請について指導されたい。

事務連絡  
平成18年6月30日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課長 殿  
" 監査指導課長 殿  
関東、近畿運輸局自動車業務監査指導部監査指導第一課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿  
" 監査指導課長 殿

自動車交通局旅客課  
新輸送サービス対策室長  
旅客運送適正化推進室長

### ツアーバスに関する取扱いについて

ツアーバスに関する取扱いについては、平成17年7月28日付け事務連絡「ツアーバスに関する当面の対応方針について」により運用されているところであるが、今般、四国運輸局から営業区域に関する疑義についての照会があったことから、ツアーバスに関する区域外営業について、下記のとおり整理するとともに、着地における休憩仮眠施設及び自動車車庫の確保に関する指導を行うこととしたので了知されたい。

加えて、今般、総合政策局旅行振興課長から旅行業者等に対して別添のとおり「ツアーバス」に関わる募集型企画旅行の適正化についての通達が発出されているので、企画振興部とも連携して、ツアーバスの適正な運営が行われるよう、取り扱われたい。

### 記

#### 1. ツアーバスに関する営業区域の考え方について

##### 1) 貸切バスに係る需給調整規制廃止時の営業区域についての考え方

需給調整規制の廃止に伴い、一般貸切旅客自動車運送事業者がどの地域で事業を行うかについては、事業者の自主的な経営判断に委ねられることとなったが、一般貸切旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保のためには、運行管理の拠点となる営業所が設置され、営業所において適正な運行管理が行われることが必要である。このため、一般貸切旅客自動車運送事業については、運送の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあることを担保することにより、運行管理の拠点である営業所への帰属性を確保し、輸送の安全の確保を図る観点から区域外営業を禁止しているところである。

## 2) ツアーバスにおける営業区域についての考え方

ツアーバスにおいても、輸送の安全を確保し適正な運行管理を行うためには、運行管理の拠点である営業所への帰属性を確保する必要がある。また、発地又は着地のいずれかが営業区域内であることが担保されることにより、経由地における旅客の取扱いがあった場合についても、一連の運行として運行管理が可能となるものである。従って、区域外営業を禁止している現行制度の趣旨に照らし、一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との運送契約において、運送の発地又は着地のいずれかが営業区域内に存在していることが確認できる場合については、経由地において旅客の取り扱いをすることは運送法上問題がないものと整理することとする。

この場合、貸切契約において次の要件が満たされる必要があると考える。

- ①一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との貸切契約が確認できること。
- ②経由地における旅客の乗降に関する契約が存在し、乗降する場所が確認できること。
- ③運賃・料金の収受が適正に行われていること。

## 2. ツアーバスの着地における休憩仮眠施設及び自動車車庫の確保について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針において、着地において長時間停留する高速バス路線については、着地における休憩仮眠施設及び自動車車庫の確保に関して求めているところであるが、ツアーバスについても、着地において長時間停留することが考えられることから、着地において長時間停留するツアーバスを行う旨を明らかにしている一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請があった場合や、監査等により、事業者が長時間停留するツアーバスの運行を行っていることが明らかになった場合には、申請者や事業者に対し、着地における休憩仮眠施設及び自動車車庫の確保について十分指導されたい。

以 上